

大分県報

平成三十一年
第三〇七六号
四月十六日

(火曜日)

目次

教育委員会規則

大分県文化財保護条例施行規則の一部改正……………一

告示

指定希少野生動物植物の指定案……………一

指定希少野生動物植物の指定の解除案……………二

解除予定保安林……………二

正誤

平成三十年五月二十二日付け大分県報第二九八五号に掲載の公告(開発行為の完了)中の訂正……………二

○教育委員会規則

大分県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

大分県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

大分県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第五号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「き損」を「毀損」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定及び同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

平成三十一年四月十六日

大分県報(教育委規則・告示)

一

第十條第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十二條第一項各号列記以外の部分中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十五條第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十七條第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同條第九号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第三十五條第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第三十六條第一項各号列記以外の部分中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第十号中「き損」を「毀損」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

大分県告示第二百十九号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

平成三十一年四月十六日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 指定する希少野生動物植物

ウチヨウラン(ラン科)

セッコク(ラン科)

ヤマシヤクヤク(キンポウゲ科)

ブッポウソウ(ブッポウソウ科)

カスミサンショウウオ(サンショウウオ科)

オオルリシジミ(シジミチョウ科)

ウブギセルガイ(キセルガイ科)

二 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等によりその種の存続に支障を来すおそれがある

り、特に保護を図る必要があるため。

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

平成三十一年四月十六日から同年五月七日まで

大分県告示第二百二十号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第八項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物の指定を解除するので、同条第九項の規定により準用する同条第三項の規定により、指定の解除案を縦覧に供する。

なお、指定の解除案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該解除案についての意見書を提出することができる。

平成三十一年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定を解除する希少野生動物植物

クロシジミ（シジミチョウ科）

二 指定の解除の理由

大分県レッドデータブック見直し調査及び情報確認の結果、個体数の減少や生息地の著しい悪化等はなく、分布域は県下広域であるため。

三 指定の解除案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

平成三十一年四月十六日から同年五月七日まで

大分県告示第二百二十一号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年四月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定に係る保安林の所在場所

津久見市大字四浦字落ノ浦三六七一番二・三六七六番一（以上二筆について次の図に示

す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○正 誤

平成三十年五月二十二日付け大分県報第二九八五号に登載の公告（開発行為の完了）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
五	上	右から十八	代表取締役社長執行委員	代表取締役 社長執行役員